

第3回定例会

第3回定例会が9月9日から12日の間で開催され、一般会計と3特別会計補正予算のほか議案2件を原案のとおり可決し、人事案件1件に同意しました。

・審議した議案①

農業後継者の経営規模拡大に対し、 育成支援対策事業費補助金500万円を計上！

審議した議案

一般会計に1990万円を追加補正！

予算

- 平成26年度一般会計補正予算(第4号)
- 1990万円が追加され、予算の総額が55億5716万円になりました。
- 【主な歳入】
- ・農地台帳システム整備事業費補助金 113万円
- ・地域振興事業寄附金 105万円
- ・社会福祉事業寄附金 100万円
- ・財政調整基金繰入金 ▲1500万円
- ・臨時財政対策債 3050万円



老朽化し修理が必要な圧雪車

- 【主な歳出】
- ・社会保障・税番号制度導入支援業務委託料 318万円
- ・福祉事業基金積立金 100万円
- ・ふるさとまちづくり振興基金積立金 105万円
- ・農地台帳システム整備事業委託料 113万円

- ・農業後継者育成支援対策事業費補助金 500万円
- ・収穫祭用道路落石防護柵設置工事 118万円
- ・修繕料(スキー場管理費) 277万円

□平成26年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

328万円が追加され、予算の総額が8億8578万円になりました。

- 【主な歳入】
- ・療養給付費等交付金繰越金 315万円
- 【主な歳出】
- ・国庫負担金等返還金 315万円

□平成26年度公共下水道特別会計補正予算(第1号)

24万円が追加され、予算の総額が2億4584万円になりました。

□平成26年度介護保険特別会計補正予算(第1号)

139万円が追加され、予算の総額が5億3117万円になりました。

第3回定例会

・審議した議案②

平成25年度各会計歳入歳出の決算を認定しました。また、健全化判断比率及び資金不足比率の報告を受けました。

同意

□教育委員の任命につき同意を求めることについて
教育委員の任期満了に伴い次の方の任命について同意しました。

◎浜佐呂間269番地の8
谷川哲也 氏(再任)

その他

□北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

この組合に加盟する団体があることから、規約を変更するものです。

□人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員として、次の方を推薦するための意見を求

められ、適任との意見を可決し、町長あて通知しました。

◎仁倉 内藤学峰 氏

報告

□健全化判断比率及び資金不足比率について

監査委員の審査意見書と

健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.0)	— (20.0)	7.6 (25.0)	— (350.0)

() 書きは早期健全化基準

資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備考
佐呂間町簡易水道特別会計	—	経営健全化基準 20.0%
佐呂間町公共下水道特別会計	—	

認定

もに報告がなされ、財政健全化審査については、一般会計が黒字のため【実質赤字比率】及び【連結実質赤字比率】においては比率なし、【実質公債費比率】も早期健全化基準の25%を大きく下回る7.6%であり、【将来負担比率】も算定されないことから、本町の財政は健全であるといえます。

また、経営健全化審査では、簡易水道及び公共下水道特別会計ともに資金不足比率はなしで、現段階では2つの企業会計とも経営は健全であるといえます。

□平成25年度佐呂間町各会計歳入歳出決算認定について

議長及び議会選出監査委員を除く議員8名の構成による決算審査特別委員会に付託され審議した結果、委員会としては原案認定となりました。その後、本会議において小

(単位：千円)

区分	最終予算額	歳入決算額	歳出決算額	収支差引
一般会計	5,252,015	5,280,957	5,151,285	129,672
簡易水道特別会計	315,073	315,539	300,987	14,552
国民健康保険特別会計	896,048	932,999	864,288	68,711
公共下水道特別会計	188,068	188,884	178,139	10,745
介護保険特別会計	527,800	529,060	512,889	16,171
介護サービス事業特別会計	235,305	239,006	230,800	8,206
後期高齢者医療特別会計	82,768	84,007	81,692	2,315
合計	7,497,077	7,570,452	7,320,080	250,372

松委員長より、各会計の決算を認定する旨の審査結果報告がなされ、採決の結果、全会一致で認定されました。

第3回定例会

6件の意見書を可決し、関係省庁に提出しました。

・審議した議案③

意見書

□「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書の提出について

全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施していますが、自治体だけの負担だと財政力の違いにより自治体間格差が生じ、教育の機会均等を保障することがむずかしくなります。

このことから、国が責任を持って少人数学級実現と教職員定数増を行うことを求める意見書が可決され、関係大臣宛提出されました。

□「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書の提出について

道教委は、新たな高校教育に関する指針の高校配置の考え方に基づき、1学年4〜8学級を望ましい学校規模とし、再編整備などを進めています。このまま指針に基づき高校配置が進めば、地域の子どもの学習権を脅かしかねな



27年度から地域キャンパス校となる高校

い状況です。

このことから、新たな高校教育に関する指針を見直し、子どもの学ぶ権利の保障及び独自の少人数学級を実施し、機械的な統廃合を行わないことを求める意見書が可決され、北海道などに提出されました。

□釧路地方裁判所北見支部における労働審判の実施を求める意見書の提出について

労働審判の申し立ては、全国的に増加しており、釧路地方裁判所においても、平成20年度と比較して、3.5倍の件数になっていますが、労働審判事件を取り扱っているの

は釧路地方裁判所本庁だけで、北見及び網走地域の住民、企業は時間的、経済的な負担が大きく、申し立てが困難となっています。

このことから、釧路地方裁判所北見支部における、労働審判事件の取扱い並びに必要な職員の増員などを求める意見書が可決され、関係大臣宛提出されました。

□「手話言語法」制定を求める意見書の提出について

ろう者にとって手話は、日常生活や社会生活を営む上で、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段です。

このことから、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整



ろうあ連盟が作成した啓発パンフレット

議会を傍聴してみませんか!!

第4回定例会は12月に開催されます

詳しくは議会事務局にお尋ねください



第3回定例会

・審議した議案④

備として、手話言語法の制定を求める意見書が可決され、関係大臣宛提出されました。

□特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書の提出について

この法律は、恣意的(しいてき)な運用がなされる危険性があることから、マスコミ、弁護士会、市民団体などから多くの懸念の声が出されていますが、政府は十分な審議を尽くさず、法案の採決を強行し、制定しました。

このことから、国民の知る権利、取材報道の自由や基本的人権などを侵害する危険がある特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書が可決され、関係大臣宛提出されました。

□集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める意見書の提出について

政府は、従来から他国に加えられた武力攻撃を実力をもって阻止することを内容とする集団的自衛権の行使は、憲法上許されないとしてきましたが、このたびの閣議決定により、集団的自衛権の行使



国民に向け説明する首相…平和主義は守れるのか

容認に道を開けば、時の政府の判断によって、拡大解釈が可能となり、海外での武力行使に歯止めが利かなくなることは明らかです。

このことから、日本がこれまで憲法9条とともに築いてきた国際社会での信頼と恒久平和主義を失うことにつながる集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める意見書が可決され、関係大臣宛提出されました。



補正予算・議案

◎奨学資金の滞納状況について

【質】25年度決算中、奨学資金の滞納額が145万円あるが、どのような内容なのか。

【答】件数は5件で、その内2件は26年度になってから納入されています。残りの3件については、随時自宅訪問しており、定期的に納入されている方もあります。

◎社会保障・税番号制度導入支援業務委託事業について

【質】この事業は、26年度単年度の事業か、継続事業か。

【答】28年1月からマイナンバー制が施行され、それに対して万全の態勢をとるため委託事業を行うこととしており、26年度の単年度事業となっています。

※マイナンバー制とは、国民一人一人に番号を与え、社会保障・税・災害対策の3分野で情報を相互活用することで、行政運営の効率化による国民負担の軽減を目的としている。

◎農地台帳システム整備事業について

【質】事業の中で、保守の項目があるが、費用はいくらかかるのか。

【答】今回の事業では、機器の導入と整備で、保守に関しては来年度からになります。

◎家庭教育本の作成について

【質】家庭教育本はどこでつくられ、どのように活用されていくのか。また、その効果の検証は行つのか。

【答】学力向上を図るため設置した学力向上推進委員会が「家庭学習の手引き」を作成することとしました。この手引きを活用し、各家庭で子どもたちに学習してもらつと同時に、保護者の方にも学習状況の点検をしていただき、学力がどう向上するのか検証していきたいと考えています。

第3回定例会

決算審査特別委員会の質疑の主なものを要約し掲載しました。

・決算審査特別委員会質疑の中から①

決算審査特別委員会委員長報告 (要旨)

平成25年度の財政運営は、地方経済の低迷などで、引き続き厳しい環境の中、過疎債など有利な起債を借入れ、最小限の負担増で財源を確保しており、歳出では、補助金などの財源確保に努めながら、施設維持費・内部管理費の見直しを継続し、第1次産業、医療・福祉事業や地域インフラ整備、教育関連施設の整備などを実施しています。

今後、市民生活の向上や地域経済の活性化に適切対応するため、的確に町民ニーズを把握するなどし、安定した財政基盤を確立するために限られた財源・人員の中で選択と集中の視点で、事務事業の費用対効果の検証や執行方法の点検を行うとともに、国・道などの助成制度の活用によるバランスを重視し、将来世代に過度の負担を残すことのないよう行財政運営に努めることを望むものであります。

決算審査特別委員会質疑の中から

民生費

(質) 25年度の子育て支援センター利用者数は。
(答) 開設日数が223日で利用者数が5439人となっています。

(質) 児童館職員の25年度の研修はどれくらい実施されたか。
(答) 国の施策に基づき、子ども子育て会議が設置され、その中で来春から放課後児童クラブの対策強化を行い、都道府県が開催する研修を受けるよう考えています。

25年度から現在まで、研修への参加はできておらず、今年度については、今後民間の研修も含め日程が合えば参加させたいと考えています。

衛生費

(質) 保健衛生総務費の中で多額の予算流用があるがどのような理由か。
(答) クリニックさろま開設の準備に伴い現施設の改修を行った中で、当初計画になかった修繕箇所が出てきたため、医療機器購入費などの残額を流用したものです。



4月から診療開始したクリニックさろま

(質) 町税の不納欠損処分を行っているが、その理由の内
(答) 督促、催告、個別の徴収等を実施し、再三にわたり納入指導を行いました。時効(5年)により徴収権が消滅したため、基準に基づき不納欠損処分を行いました。

内容は、転出者や死亡者で時効後の状況を確認し、町道民税8名、固定資産税13名、軽自動車税2名の計23名の処分を行っています。

(質) 配当割交付金が対前年比220%となっているがその要因は。
(答) 配当割交付金は、株式などの配当金を受けた人が道民税を納入することで交付されるもので、増額の要因は道民税配当割の納入が増えたことによるものです。

歳入

(質) 使用料の滞納状況はどうなっているのか。また、差押や強制退去などの対象となる悪質な滞納者はいるのか。
(答) 使用料の収入未済額の内訳は、へき地保育所使用料が1件で4万円、公営住宅使

第3回定例会

・決算審査特別委員会質疑の中から②

「公営住宅の入居基準・家賃」
 公営住宅は低所得者向けの住宅で、法律で全国一律の基準で家賃などが決められています。
 民間の賃貸住宅よりも低い家賃設定になっていますが、その反面、基準以上に所得がある方は入居できず、入居後に所得が基準以上になった（収入超過者）場合などは、退去を促すため段階的に割高になる家賃設定となっています。

用料が969万円となっています。

公営住宅使用料については、収納率98.88%で、25年度現年度分で9件、55万円、過年度分（昭和59年から）112件（25戸分）、914万円の滞納となっており、徴収対策室と連携し、自宅訪問や分納計画の指導などを行っています。今後とも今まで同様、さらに連携を密にし、収納率向上に向け努力してまいります。

なお、質問にあったような悪質な滞納者はおりません。

（質）公営住宅使用料が大幅に増額され、これに伴い退去する方が増えているが、その状況及び内容は。

（答） 21年度の法改正で、より低所得者が入居しやすいように所得基準が低く抑えられました。これによって収入超過者となり割増家賃となる方や、既に収入超過者となっていて、特に新しい住宅に入居されている方の中には、所得が増えたことなどにより、8段階に分かれている家賃の階層が変わり、大幅な増額になった方もおり、昨年は8名

の方が大幅な増額となり、そのうち5名の方が退去されています。



入居基準が変わり、より低所得者向けとなった公営住宅

（質）増額された公営住宅使用料に対し、職員住宅使用料は据え置かれていたが、見直しの考えはないのか。

（答） 職員住宅については、公務の円滑な遂行や福利厚生などのために設置し、22棟45戸を管理しておりますが、大半の職員住宅は建設してから20年以上、古いものでは40年以上経過しております。また、小さな修繕で住める住宅は入居できますが、大規模な修繕計画はなく、今後新たに職員住宅を建設する考えも今のところありません。

職員住宅の目的や維持管理費から見て、当面今のままでいく考えです。

国民健康保険

（質） 保険給付費の町外・町内医療機関への支出割合は、また、今後その割合を町民に周知する考えはないか。

（答） 以前は、町内が約3割、残りが町外となっていました。したが、厚生病院の入院がなくなった23年4月以降は、町内が2割程度、遠軽が約3割、その他はほとんどが北見となっている状況です。

個人には、医療費をお知らせしていますが、全体の割合を周知する考えはもっていません。

後期高齢者医療

（質） 保険給付費の町外・町内医療機関への支出割合は、また、今後その割合を町民

に周知する考えはないか。

（答） 後期高齢者医療は広域連合となっていて、北海道全体となりますので、佐呂間町の中で町外・町内の割合がどうなのかというところは把握しておりません。

割合を町民に出しているかどうかの前に、把握ができたかどうか、調べさせていただきますかと思っております。

基金

（質） 以前、厚生病院を建設するための基金があったと思うが、それは今どうなっているのか。

（答） 厚生病院建設だけを目的とした基金はもっていませんが、20年度から病院建設のために各公共施設整備基金に6年間で6億円積立ててきました。この6億円は、今後クリニックさるま建設に当たっての起償償還金の原資として使用していくこととなります。

第3回定例会

町長より行政報告がなされました。

・町長行政報告

町長行政報告 (要旨)



最盛期を迎えたデントコーンの切込み

□農作物の生育及び収穫状況について
主力作物の秋小麦は昨年の収量を下回り、カボチャも着果不良により収量は平年を下回っています。ビートは平年並みの収量を見込めるのですが、飼料作物の牧草

1、2番草収穫は若干減収となり、デントコーンは播種の遅れ等圃場差もありますが、昨年並みとの報告を受けています。

次に、酪農関係の受託乳量は、猛暑等による牛のダメージや搾乳戸数の減少により生乳生産が伸びないため、農協の生乳増産対策として乳用牛増頭助成（1頭5万円）、乳用牛購入代金貸付事業（無利子）を9月より実施するとの報告を受けていますが、乳価は値上げとなったものの燃料、飼料等の高騰で生産コストは高止まりとなり、今後一層の飼養管理の徹底で目標乳量、販売額に期待するところです。肉牛等個体販売は消費動向が回復、牛肉価格及び市場価格も堅調な状況です。

□漁業について
北海シマエビ漁は漁獲量が大幅に減少したことから3漁協協議の結果、7月29日で終了、昨年の水揚げ金額の50%となりました。
ホタテ採苗事業は順調に付着、健苗稚貝を確保することができました。外海ホタテ漁



今年も順調な水揚げの秋サケ漁

業は1万2000トンの計画で6月から1日25トン体制で操業、ホタテ加工製品は平均単価145円と高値で推移、売上金額の計画を上回ると見込まれ、養殖ホタテ漁業は計画どおり1700トンが見込まれています。

マス漁業は極端な不漁で、サケ定置網漁業は例年どおりの大定置1ヶ統、小定置1ヶ統を9月10日までに敷設します。

□林業について
低気圧による風倒木発生被害箇所は、浜佐呂間町有林75林班内人工林6カ所、被害

面積6.04ha、被害木処理は材質低下が進まないうちに伐採、売却を行う考えです。

□公共事業の執行状況について

「クリニックさろま」新築工事を含め8月末現在発注状況は91%、52件、14億7000万円です。町立診療所新築工事により、ご利用の方、住民の皆様にはご不便とご迷惑をおかけいたしますがご協力をお願いいたします。

□佐呂間高校の地域キャンパス校指定について

平成27年度から北見柏陽高校をセンター校とする地域キャンパス校に指定され、今後においても生徒数の大幅な増加が見込めないことからやむを得ないものと判断いたしました。キャンパス校も1学年20名を切ると再編対象となりますので、今後は保護者、地域住民に説明会を開催し理解を求めるとともに、地元佐呂間高校への進学について保護者の理解と支援に努めてまいります。

第3回定例会

3名の議員が理事者の考えを質しました。

・一般質問①

一 般 質 問



三田真美議員

防災対策の今後の取り組みは！

町長、防災メールの登録を呼びかけていくとともに、避難訓練の必要性も引き続き説明していく。

防災対策について

【質問】 本町には土砂災害危険区域が70箇所あり、管内でも5番目と多く、警戒区域はないものの、日頃の訓練などがある町民の身が守られると思いません。

避難勧告の判断基準の作成や防災メールの活用など今後の取り組みについて伺います。

【答弁】（町長）

9月の庁内会議において、管理職に気象警報が発生した場合にすばくに対応できる体制の整備と、担当部署や地域担当員については、日ごろから地域の地形などの情報を把握するよう指示しています。

また、避難訓練についても各自治会長に訓練の必要性を



社会福祉協議会から送られた災害用避難リュック

含め説明していきたいと考えています。

町の防災計画については、本年5月に避難勧告の判断基準を追加していますが、今後も道とも協議しながら、その都度必要に応じて変更したいと思えます。

防災メールは10月から運用

できますのでHPや町広報を通じて登録を呼びかけていく予定です。

【質問】

ひとり暮らしの高齢者の中には携帯電話を所持していない方もいらっしゃると思いますので、個々の状況に合わせて取組みも必要だと思えます。

また、危険箇所に指定されている場所には何人住んでいるのか伺います。

【答弁】（総務課長）

携帯電話がない方には、町外に住む家族が登録して、受けた情報を固定電話で伝えていただく方法と、町で作成した要援護者台帳を各自治会並びに民生委員等で情報共有していますので、十分活用していきたいと考えています。

【答弁】（町長）

危険箇所に住んでいる個々の方の情報は把握していません。

ごみ処理場

【質問】 現在の最終処分場の今後の使用見込み年数と、直接搬入の重量による料金設定はできないのか。

また管理人は何名いるのか伺います。

【答弁】（町長）

一般廃棄物処理場は昭和57年に使用開始し、32年が経過しています。当初計画では15年使用と考えていましたが、ごみの減量化が進み利用実績が下回っています。今後の使用できる年数は現在委託調査を実施中です。

重量による料金設定はトラックスケールを設置する費用が1200万円から1500万円かかることから現行の料金設定と考えています。

【答弁】（町民課長）

管理人の方は一般廃棄物処分場に1名、産業廃棄物処分場に1名、下のほうにある水処理施設に1名と3名の方が携わっています。

第3回定例会

・一般質問②



本見研介議員

生活困窮者の把握と

相談支援体制は！

町長、把握は非常に困難だが、民生委員などと連携して相談を行っていく。

生活困窮者自立支援法施行に伴う

相談体制について

【質問】現在町内では、高齢者から稼働年齢層まで幅広い年齢層において、生活保護世帯よりも厳しい生活を送っている方は決して少なくありません。来春施行されるこの法律では、福祉事務所を持たない佐呂間町においても厚生労働省社会援護局長から強い協力依頼があったかと思いますが、住民に最も身近な行政窓口として、生活困窮者の把握と1次窓口としての相談支援体制をどのようにお考えか伺います。

直接支援を行う必要はありません。生活困窮者の把握ですが、事前に把握することは個人情報保護などから、非常に難しい問題であることを理解していただきたいと思います。

【質問】この法律についてはQ&Aが厚生労働省から出ていますが、それによると『生活困窮者の中には社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスすることが難しい者が多く、対象の把握はアウトリーチ（訪問相談）を高め、なるべく早期に支援につなげていただきたい』とのコメントが出ているがこのような体制は考えていないのでしょうか。

【答弁】（保健福祉課長）現在、本町では25名の民生委員があり、また、地域には自治会の中で助け合いチームといった中で情報を取り出して、相談しやすい体制をつくっていくしかないというのが現状です。

【質問】これまで町では商工業活性化事業補助金や資金の金利補助、住宅建設促進事業、プレミアム商品券などいろんな手当を講じてきましたが、いかがでしょうか。

【答弁】（町長）町では基本条例は決めていませんが、プレミアム商品券発売事業など、しっかりと中小企業活性化への施策に取り組んでいきたいと思っております。したがって、現段階では制定する考えはございません。

「生活困窮者自立支援法」

生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図るため、生活困窮者に対し、福祉事務所設置自治体（本町の場合は北海道となる。）は、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給などを行うものです。

「中小企業振興基本条例」

中小企業の振興を重要施策として位置づけることともに、住民、企業及び自治体の役割や責務を明確にし、それぞれが一体となって地域経済の活性化を推進していくことを基本とする条例

【答弁】（町長）

この法律では、市及び福祉事務所を設置している町村がその責務を負うこととして規定されています。福祉事務所を設置していない本町では、

【質問】この法律についての

Q&Aが厚生労働省から出ていますが、それによると『生活困窮者の中には社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスすることが難しい

中小企業振興基本条例

【質問】これまで町では商工業活性化事業補助金や資金の金利補助、住宅建設促進事業、プレミアム商品券などい

んな手当を講じてきましたが、いかがでしょうか。

【答弁】（町長）

町工業がこの条例を制定することで活性するのではなく、農業、漁業も含めてそれぞれの組織から上がってくるものが大切だと思います。決して行政が先取りしていくことではないと考えます。

第3回定例会

・一般質問③



但木早苗議員

市街地区悪臭対策の

取り組み状況は！

町長、解決に至っていないが、現在も指導や清掃を行いながら、継続的に取り組んでいる。

市街地区の悪臭対策について

【質問】

市街地区の悪臭対策については、平成22年9月定例会において一般質問があったところですが、4年たった今でも改善していないように思われます。この4年間の改善に向けての取り組みについて伺います。

【答弁】(町長)

排水溝利用者に対し現地指導を継続して行っており、沈殿ますの増設や毎月マンホールの汲み取りを行っていますが、なかなか解決に至らず苦慮している現状にあります。この排水溝は、勾配があまりないことから排水が途中で滞留し腐敗することになり悪臭を放つものとして考えられています。

平成23年、25年と高圧洗浄で排水溝を洗浄し、汚泥吸収車での清掃を行いました。

が、抜本的な解決には至っていません。引き続き解決に向けた話し合いと定期的な洗浄、汚泥汲み取りの指導を行っていきたいと考えています。

【質問】

平成22年の答弁の中で「道や支庁と相談しながら」とありましたが、勾配がなく滞留していることも一つの原因という事であれば、勾配をつける工事なり相談しながら進めるものでしょうか。

【答弁】(町民課長)

滞留している場所は砂等をためるためわざわざつけた排水ますと考えられること

や、延長が長いため勾配をつけるのが相当難しい工事ではないかと考えています。

また、下水道への接続については、汚濁水をそのまま流すわけにはいかないので、除害施設をつくるための水質調査などについても話をしていくところです。

西富公住玄関前

通路の舗装工事

【質問】

西富公住の外壁工事が年次計画で今年度から始まっているところですが、1棟目から11棟目までの玄関前通路が砂利道で、入居者からも雨が降ると水溜りが多く砂利を入れたくないという声も聞かれます。しかし、砂利を入れても

また同じ事の繰り返しです。そのうち、玄関前通路を簡易舗装するようお話を伺っていますか。

【答弁】(町長)

30年以上経過した公住の長寿命化を図るため現在3棟の改修を実施しています。この事業には6年かかりますが、まず建物の長寿命化を優先的に先行し、終わった段階の平成31年以降、正式な舗装になるということをご理解下さい。

また、これまでも雨水や車で下がった場所については山砂利で対応しており、これからもきめ細やかな対応をしていきたいと考えております。



西富公住の玄関前通路